

海外ビジネスで直面するトラブルへの対応 ～投資協定の活用～

2021年5月
経済産業省

テーマ1：投資協定とは何か

- (1) 海外事業で直面するトラブル
- (2) 投資協定の概要
- (3) 実際の課題への対応手段
- (4) 活用事例

テーマ2：投資協定に関する我が国の取り組み

- (1) 現在の投資協定の発効・署名・交渉状況
- (2) アクションプランの概要
- (3) 今後の重点地域

テーマ3：実際にトラブルに出会ったら・・・

- (1) 投資協定が使えるのか？
- (2) ご相談先

テーマ1：投資協定とは何か

- (1) 海外事業で直面するトラブル
- (2) 投資協定の概要
- (3) 実際の課題への対応手段
- (4) 活用事例

テーマ2：投資協定に関する我が国の取り組み

- (1) 現在の投資協定の発効・署名・交渉状況
- (2) アクションプランの概要
- (3) 今後の重点地域

テーマ3：実際にトラブルに出会ったら・・・

- (1) 投資協定が使えないか？
- (2) ご相談先

◆海外でこんなトラブルに遭ったことはありませんか？

- 事業許認可が出ない！ その国や他国の企業には、とっくに出ている！
- 投資の際に政府が約束した条件を破棄された！
- 制度や規制の根拠の不明確な変更で、事業の継続に影響！
- 事業の利益を日本に送金することが制限された！
- 土地の譲渡が求められた！ 補償も不十分！
- 大切な技術の移転や、ロイヤリティの制限を求められた！
- 現地労働者雇用や現地人を役員にするよう求められた！
- 裁判において不当な取扱いを受けた！



テーマ1：投資協定とは何か (2) 投資協定の概要

◆ 投資協定は、企業が円滑な海外事業ができるよう、現地法人の設立・運営などの投資行為の自由化や保護について、国家間で合意した国際協定。

◆ 日本は、2021年5月現在、79の国・地域との間で、49本の投資協定が発効済、5本が署名済（未発効）。更に交渉中を含めると94の国・地域をカバー。

● 投資協定が規定する3つの要素

✓ 事業参入段階での円滑な環境作り

…海外で事業を行う際、進出国の国内企業や第三国の企業に比べ、不利な扱いを受けないようにする、など。

✓ 事業実施段階での保護

…事業先国による権利侵害からの保護を図る。

- たとえば…
- ① 不当な国有化や、十分な補償のない国有化を禁止
 - ② 事業の継続や収益に、悪影響を及ぼす不当な措置を禁止
 - ③ 送金の自由の保証 など

✓ 紛争の解決手段（協議・仲裁）

…投資協定に定める義務を遵守するよう、日本企業自ら相手国に協議・仲裁を申し入れることを可能にする。

テーマ1：投資協定とは何か (3) 実際の課題への対応手段

条文	ルール内容	条文	ルール内容
	前文	14	資金の移転
1	定義 (投資財産の内容などを規定)	15	両締約国間の投資紛争の解決
2	内国民待遇	16	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
3	最恵国待遇	17	一般的例外及び安全保障のための例外
4	一般的待遇 (公正衡平待遇(裁判を受ける権利)、アンブレラ条項など)	18	一時的なセーフガード装置 (国際収支に関する重大な困難が生じている場合の例外)
5	特定措置の履行要求の禁止 (パフォーマンス要求の禁止)	19	信用秩序の維持のための措置 (金融サービスに関する例外)
6	留保及び例外	20	知的財産権 (多国間条約との関係など)
7	透明性 (法令の公表義務など)	21	租税 (租税条約との関係など)
8	パブリックコメント	22	合同委員会
9	腐敗行為の防止に関する措置	23	環境に関する措置
10	入国、滞在及び居住	24	地方政府による本協定の遵守
11	収用及び補償	25	利益の否認
12	騒乱からの保護	26	最終規定 (効力発生時期など)
13	代位 (国の貿易・投資保険機関による請求など)		* 具体的な規定内容は協定ごとに異なる

現地や第三国の企業に劣後しない待遇の付与

【**現地や第三国の企業**には、とくに許認可がおりている！】

2. 内国民待遇条：自国の企業に与えている待遇より不利でない待遇を与えること。
3. 最恵国待遇条：第三国の企業に与えている待遇より不利でない待遇を与えること。



公正衡平待遇 (fair and equitable treatment)

【**正当な理由なく事業許可内容が変更され、利益が大きく落ち込んだ！**】

【**正当な裁判を受ける権利を制限された！**】

4. 公正衡平待遇条：投資財産の保護に対して慎重な注意を払う義務、適正な手続を行う義務、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の合理的期待を裏切らない義務などを含む。仲裁判断において、頻繁に争われる項目。

契約などの約束遵守 (アンブレラ条項)

【**投資の際に政府が約束した条件を破棄された！**】

4. 契約などの約束遵守：投資インセンティブなど、投資の際に政府が行った約束の履行を義務づける。政府が約束に違反した場合、契約違反に基づく国内裁判に加え、投資協定違反に基づく国際仲裁を利用することが可能となる。

テーマ1：投資協定とは何か (3) 実際の課題への対応手段

投資活動に対する特定措置の履行要求の禁止

【大切な**技術の移転**や、**不当に低いロイヤリティー割合**を求められた！】

【**現地労働者雇用**や、**現地人を役員**にするよう求められた！】

6. 特定措置の履行要求の禁止：投資許認可の条件として以下のような要求を行うことを禁止。

たとえば…

- ・一定の水準又は割合を輸出すること
- ・原材料を現地で調達すること
- ・現地の物品・サービスを購入・使用すること
- ・輸出を制限すること
- ・特定の国籍を有する者を役員に任命すること
- ・技術移転を要求すること、ロイヤリティーの割合に介入すること
- ・一定の数又は割合の自国民を雇用すること

注：どのような要求が禁止対象になるかは、投資協定によって異なる



制度や規制、関連情報の公開

【**制度や規制の根拠の不明確な変更**で、事業の継続に影響！】

【**関係法令が示されず**に、土地の譲渡が求められた！補償も不十分！】

8. 透明性：法令や制度の公開を義務づけ、制度を透明化すること。
9. パブリックコメント：法令や制度の作成、改正に際し、広く意見を求めること。

収用の制限と適切な補償

【関係法令が示されずに、土地の譲渡が求められた！ 補償も不十分！】

【制度や規制の根拠の不明確な変更で、事業の継続に影響！】

12. 収用及び補償：

①公共目的、②正当な法手続、③差別的でない方法、④迅速かつ実効的な公正な市場価格に基づく補償を行う場合のみ、政府による収用を認める。

また、許認可の剥奪や生産上限の規定などにより、企業の収益を阻害したり事業不能とするような行為も、間接的な収用と見なされ禁止。

資金移転の自由

【事業の利益を日本に送金することが制限された！】

15. 資金の移転：投資受入国への資金や給与の送金、投資受入国で上げた収益の日本への送金等について、遅延なく自由に資金を移転できるように義務づける。

投資家と国家の国際仲裁手続（ISDS手続き）

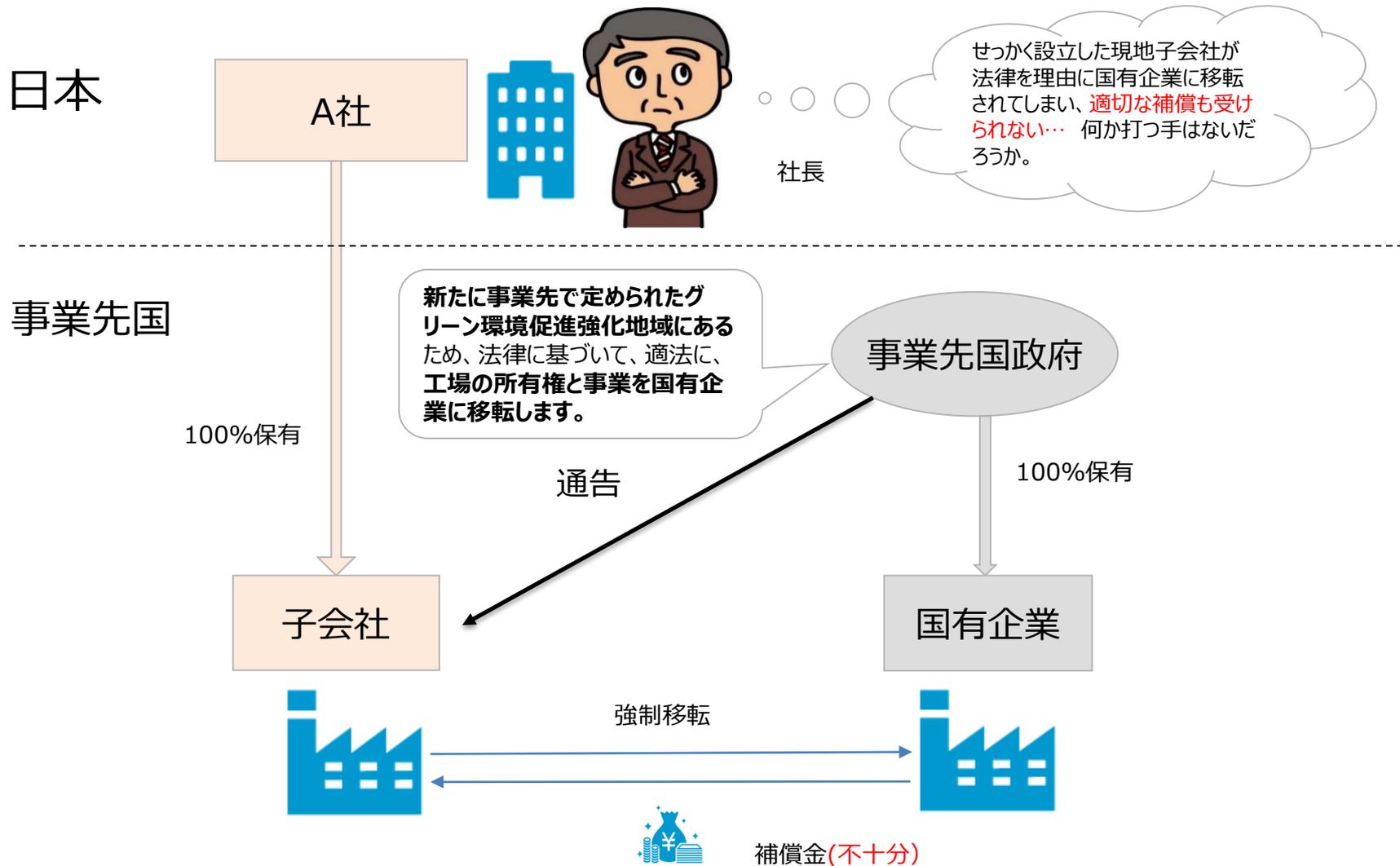
【事業トラブルについての仲裁手続を、相手国内の裁判所で行うのは心配！】

17. 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

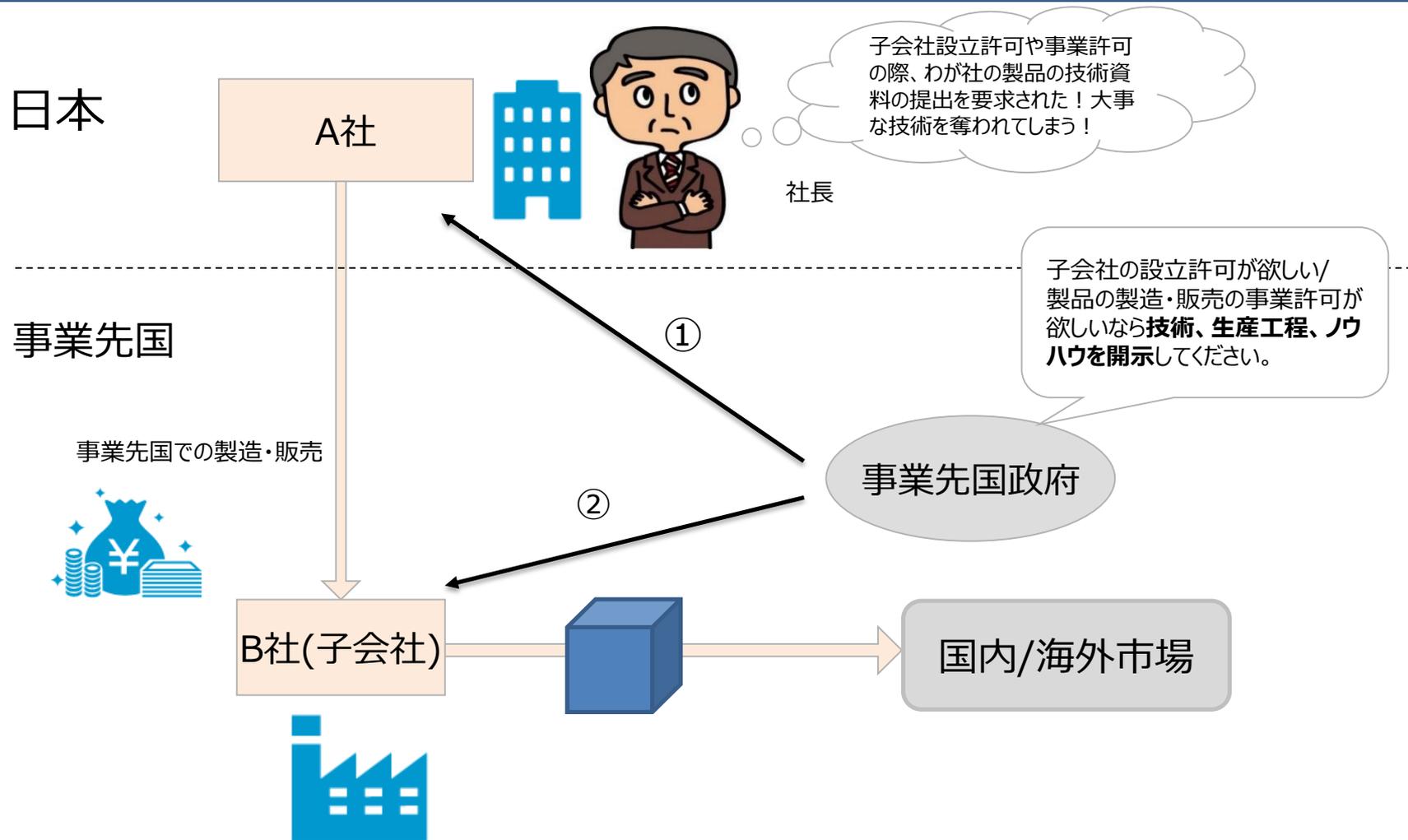
相手国の投資協定違反により投資家が損害を受けた場合、国際的な投資仲裁手続に則り、恣意的な政治介入を受けられる可能性の高い国や、司法制度が未確立な国ではなく、公正な手続にもとづき第三国において仲裁を進めることが可能となる。

テーマ1：投資協定とは何か (4) 活用事例

◆こんなトラブルに見舞われたら：その1：収用と適切な補償



◆こんなトラブルに見舞われたら：その2：不当な技術関連情報の要求



- ① 事業先国での子会社設立許可に際し、**子会社設立に関係のない技術資料等を要求**（投資前）
又は、
② B社の製品を販売する許可に際し、**関係のない技術やノウハウ等の開示を要求**（投資後）

◆ 日系企業の活用事例 - 収用と適切な補償

中国：上海市嘉定区の工場立ち退き問題

- 2006年、上海市に進出している日系企業十数社が、商業・住宅地の開発に伴い、**地元政府から立ち退きを求められた。**
- **上海市の法令によると、移転に伴う操業停止補償として、立ち退き対象工場の建築面積1平方メートル当たり300～400元(1元＝約12.0円)の補償金しか認められないため、これでは不十分との不安が関係者の間に広がった。**
- このため、日本総領事館から、「**日中投資保護協定第5条の規定に基づく適切な補償を得られるようにすべき**」として上海市に働きかけを行うことなどにより、**本件はほぼ解決に至った。**

【日中投資保護協定第5条】

国民と会社の投資財産が相手国で保護されるべきことが規定されており、土地収用などに当たっての補償の水準は「その措置が取られなかったとしたならば、当該国民および会社が置かれたであろう財産状況と同一の状況に当該国民および会社を置くものではない」(同条第3項)と規定されている。

出典：ジェット口通商弘報 「地元政府との交渉に6つのポイントー上海市嘉定区の工場立ち退き経験者が語るー(中国)」

テーマ1：投資協定とは何か

- (1) 海外事業で直面するトラブル
- (2) 投資協定の概要
- (3) 実際の課題への対応手段
- (4) 活用事例

テーマ2：投資協定に関する我が国の取り組み

- (1) 現在の投資協定の発効・署名・交渉状況
- (2) アクションプランの概要
- (3) 今後の重点地域

テーマ3：実際にトラブルに出会ったら・・・

- (1) 投資協定が使えないか？
- (2) ご相談先

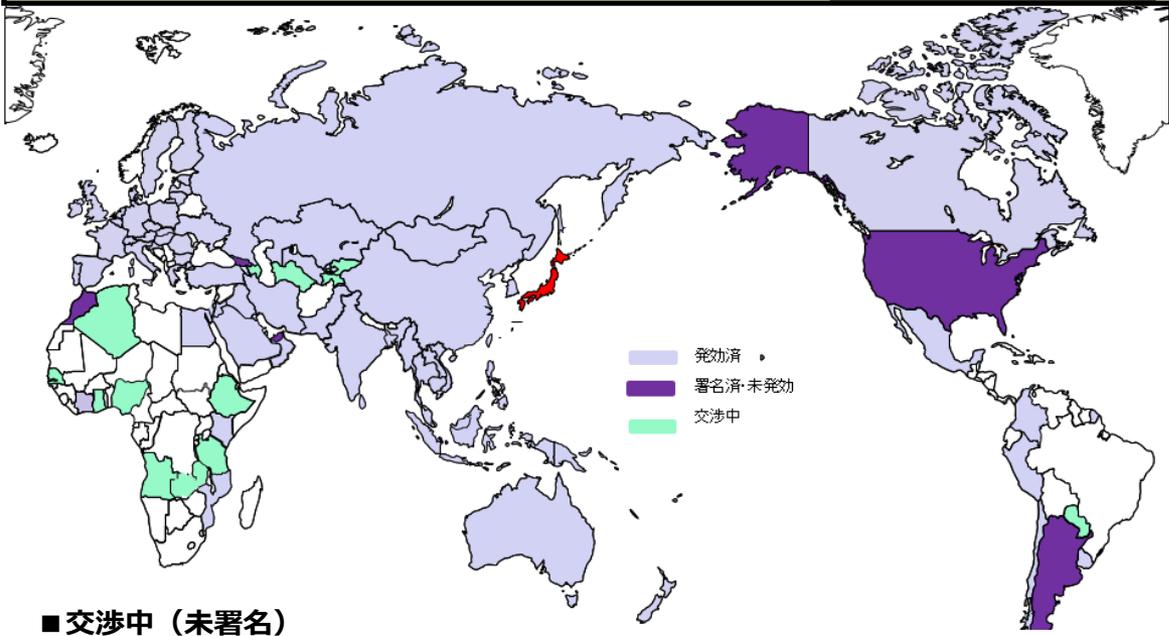
テーマ2：投資協定に関する我が国の取り組み（1）発効・署名・交渉状況

投資関連協定（注）の交渉状況

（注）投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

- ・発効済： 49本（投資協定33本，EPA16本）
- ・署名済・未発効： 5本（投資協定3本，EPA2本）
- ・交渉中： 19本（投資協定16本，EPA3本）

79の国・地域をカバー
交渉中のものも発効すると
94の国・地域をカバー



■交渉中（未署名）

投資協定

1. アンゴラ
2. アルジェリア
3. カタール
4. ガーナ
5. タンザニア
6. バーレーン
7. トルクメニスタン
8. セネガル
9. キルギス

10. ナイジェリア
11. ザンビア
12. エチオピア
13. タジキスタン
14. EU*
15. パラグアイ
16. アゼルバイジャン

投資規律を含むEPA/FTA

1. カナダ
2. 日中韓
3. トルコ

*投資保護規律・投資紛争解決について交渉

■発効済

（ ）：発効年 ※プレ規律と保護規律

（注）台湾との間では2011年に日台民間投資取決め（自由化型）を作成。

投資協定

- 1 エジプト(1978)
- 2 スリランカ(1982)
- 3 中国(1989)
- 4 トルコ(1993)
- 5 香港(1997)
- 6 パキスタン(2002)
- 7 バングラデシュ(1999)
- 8 ロシア(2000)
- 9 韓国(2003)※
- 10 ベトナム(2004)※
- 11 カンボジア(2008)※
- 12 ラオス(2008)※
- 13ウズベキスタン(2009)※
- 14 ペルー(2009)※
- 15 パプアニューギニア(2014)
- 16 クウェート(2014)※
- 17 イラク (2014)
- 18 日中韓(2014)
- 19 ミャンマー(2014)※
- 20 モザンビーク(2014)※
- 21 コロンビア(2015)※
- 22 カザフスタン(2015)
- 23 ウクライナ(2015)
- 24 砂ネパール(2017)
- 25 ウルグアイ(2017)※
- 26 イラン(2017)
- 27 オマーン(2017)
- 28 ケニア(2017)
- 29 イスラエル (2017)※
- 30 アルメニア (2019)※
- 31 ヨルダン (2020)
- 32 アラブ首長国連邦 (2020)
- 33 コトジボール (2021年) ※

投資章を含むEPA

- 1 シンガポール(2002)※
- 2 メキシコ(2005)※
- 3 マレーシア(2006)※
- 4 チリ(2007)※
- 5 タイ(2007)※
- 6 ブルネイ(2008)※
- 7 インドネシア(2008)※
- 8 フィリピン(2008)※
- 9 スイス(2009)※
- 10 インド(2011)※
- 11 豪州(2015)※
- 12 モンゴル(2016)※
- 13 CPTPP(2018)※
- 14 EU (プレ規律のみ) (2019)
- 15 日ASEAN包括的経済連携 (2020) ※
- 16 英国 (プレ規律のみ) (2021)

■署名済・未発効

- ・ TPP*協定 (2016年2月署名, 承認済) ※
 - ・ アルゼンチン (2018年12月署名, 承認済) ※
 - ・ モロッコ (2020年1月署名, 承認済)
 - ・ RCEP** (2020年11月署名) ※
 - ・ ジョージア (2021年1月署名) ※
- *TPP：環太平洋パートナーシップ
**RCEP：東アジア地域包括的経済連携

テーマ2：投資協定に関する我が国の取り組み（2）アクションプランの概要

- ◆2016年5月、関係7省庁（経産、外務、財務、農水、法務、総務、国交）は「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（アクションプラン）を策定、投資協定交渉の促進に向けた方針を申し合わせ。
- ◆2020年3月、関係7省庁は「アクションプランの成果と今後の方針」を策定し、投資協定交渉の継続的な促進とその戦略について確認

【「アクションプラン」骨子】

- 2020年までに、100の国・地域を対象に署名・発効を目指す。
- 投資実績と拡大の見通し、産業界の要望、相手国の事情等を踏まえ交渉相手国の選定。
- 「自由化型」を念頭に高いレベルの質を確保。スピード感を重視した柔軟な交渉を行う。
- 投資環境整備に向けた国際的な議論に積極的に貢献。
- サービスや電子商取引等の新たな分野を含めることも検討。

【「今後の方針」骨子】

アクションプランにおいて100の国・地域という目標値が設定されたことを踏まえつつ、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進める。

- 交渉中の協定の早期妥結と可能な限り高いレベルの質の確保。
- 経済界の具体的ニーズ等を踏まえ、中南米及びアフリカを中心に新規の交渉開始を検討。
- 既存協定の見直しに際し、経済状況の変化、経済界の具体的ニーズ、国際的な議論等を踏まえた検討と関係国との協議。
- 経済関係団体等との連携や、在外公館／ジェトロ等を通じた協定の利活用に向けた情報発信。

- ◆ 新たな投資協定の締結に向け、これまで手薄になっているアフリカ地域との交渉を優先的に検討していくことは、日本の産業界の新たな投資先としてのビジネス環境整備や外交上の観点からも重要。
- ◆ これまで産業界からも、当該地域との締結要望が寄せられているところ。

産業界から寄せられるアフリカ諸国との協定締結の主な必要理由



【関心分野】

資源、インフラ・ビジネス、将来の市場規模、地域拠点国としての競争力、ICT分野など

【ビジネス上の問題解決】

法整備の脆弱性や不透明性、突然の政策変更やその不透明性、送金規制など

【第三国の投資家との関係】

投資協定により既に保護されている第三国の投資家に劣後する可能性を懸念など

テーマ1：投資協定とは何か

- (1) 海外事業で直面するトラブル
- (2) 投資協定の概要
- (3) 実際の課題への対応手段
- (4) 活用事例

テーマ2：投資協定に関する我が国の取り組み

- (1) 現在の投資協定の発効・署名・交渉状況
- (2) アクションプランの概要
- (3) 今後の重点地域

テーマ3：実際にトラブルに出会ったら・・・

- (1) 投資協定が使えないか？
- (2) ご相談先

◆ 投資協定は、**企業規模にかかわらず**、投資活動を行う際に直面する先方政府の措置に対抗する根拠を提供してくれる**強力なツール**。

● 投資協定の活用を意識

・実際にトラブルに遭遇したとき

→「**投資協定が活用できるかも？**」

→「**そもそも事業先国と投資協定を結んでいるだろうか？**」

投資協定の一覧

日本が投資関連協定を締結した国・地域、署名・発効年月日、条文（外務省サイトへのリンク）の一覧です。
附属書等の関連資料は外務省ウェブサイトを参照してください。

発効済の投資協定

アジア

スリランカ 1982年3月1日署名、1982年8月4日発効 [▶ 条文 \(和文・英文\)](#) 

中国 1988年8月27日署名、1989年5月14日発効 [▶ 条文 \(和文・英文・中文\)](#) 

香港 1997年5月15日署名、1997年6月18日発効 [▶ 条文 \(和文・英文・中文\)](#) 

バングラデシュ 1998年11月10日署名、1999年8月25日発効 [▶ 条文 \(和文・英文\)](#) 

バキスタン 1998年3月10日署名、2002年5月29日発効 [▶ 条文 \(和文\)](#)  [▶ 条文 \(英文\)](#) 

韓国 2002年3月22日署名、2003年1月1日発効 [▶ 条文 \(和文\)](#)  [▶ 条文 \(英文\)](#) 

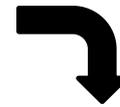
ベトナム(※2) 2003年11月14日署名、2004年12月19日発効 [▶ 条文 \(和文\)](#)  [▶ 条文 \(英文\)](#) 

カンボジア 2007年6月14日署名、2008年7月31日発効 [▶ 条文 \(和文\)](#)  [▶ 条文 \(英文\)](#) 

経産省のHPに一覧あり

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment/investment_list.html

- 是非、ご相談を！
→「本当にトラブルの解決に役立つだろうか？」
「実際にどのように動けば良いのか？」



経済産業省

JETRO

在外公館

現地投資促進機関

実際にトラブルに直面したとき、

「国がやることならしょうがない」

「法律を変えられてしまってはどうしようもない」

ではなく、**大切な投資財産を守るために、投資協定の活用可能性について、**経済産業省、ジェトロなどにご相談ください！



投資協定



海外進出企業は、

- ・**海外事業開始後の課題への対応策を予め分析したり、**
- ・**実際に発生した課題解決へ的手段として、**

「投資協定」を利用できます！

「投資協定」をお守りに！

投資関連協定

検索



【関連情報】

・経産省HP

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment/

・広報ビデオ「世界は今～JETRO Global Eye」

<https://www.youtube.com/watch?v=XLsRvmMFZeg>

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省 通商政策局 経済連携課 投資担当

電話：03-3501-1595